

## ■ 第4章 施策の展開

# 第4章 施策の展開

## 基本目標1 地域福祉意識の向上

### (1) 人権尊重の推進

#### ①現状と課題

すべての人は、自分らしく人間としての尊厳を持って生きる権利を持っています。その一方で女性、子ども、高齢者、障がいのある方、部落差別(同和問題)、外国人、感染症患者等(HIV・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症等)、刑を終えて出所した方、犯罪被害者等、性的少数者(LGBTQ)等に対する偏見や差別、虐待などが未だに完全には解消されず、社会的な問題となっています。また、インターネット上では、個人の名誉やプライバシーの侵害等の問題も発生しています。

本市は平成18(2006)年に「人権尊重の都市」を宣言し、様々な人権施策に取り組んできました。地域共生社会の実現を目指すうえで、特定の人を偏見や差別によって地域社会から排除することのないよう、人権意識を高め、一人ひとりの人権が尊重される地域をつくることが重要です。

#### ②施策の方向

人権に配慮した行動が日常生活の中に根づくよう、市民一人ひとりのライフステージに合わせた啓発を行います。あらゆる人権問題に対してだれもが関心を持ち、それぞれの問題に関して正しく理解するため、人権について考える講演・研修をはじめ、広報などを通じて人権啓発活動を推進します。

#### ③取組み

##### 市民・地域

講演・研修への参加	・人権について考える講演・研修に参加し、人権への理解を深め、人権意識を高めます。
-----------	--

##### 市社協

人権尊重の理念を踏まえた活動	・人権尊重の理念を踏まえ、地域福祉に関する様々な活動を推進します。
----------------	-----------------------------------

##### 市

人権尊重に関わる啓発・広報活動	・広報やSNSによる広報活動を行うとともに、講演・イベント等の開催、パンフレット等の配布により広く市民の人権意識の高揚を図ります。また、人権擁護委員の活動支援を行い、人権尊重の理念の普及に取り組みます。
人権教育の推進	・人権についての正しい理解と認識を深め、人権意識・人権感覚を身につけるために、学校教育や生涯学習等あらゆる場を通じて人権教育の充実を図ります。

## (2) 支え合う意識の醸成

重点施策 (2) 地域でのつながりづくり

重点施策 (3) 地域福祉の担い手育成 を含む

### ①現状と課題

地域福祉を推進するためには、市民が地域に関心を持ち、地域活動に参加する中で、地域福祉について理解し、支え合いの意識を高めていく必要があります。

本市では、家庭・学校・地域等様々な場面で福祉教育を推進してきました。しかし、令和3(2021)年度の市民アンケート調査によると、社会福祉活動への理解や関心を高め、参加を促すための福祉教育が充実していると答えた方の割合は低く、これまで以上に福祉教育に取り組み、地域活動への参加を促し、支え合う意識の醸成を図る必要があります。

また、市社協では、地域福祉を理解してもらうために、市社協の活動をはじめ、地域福祉の意義、地域福祉活動の内容などを市民の皆さんに届くように情報提供し、地域福祉に関する啓発を行ってきました。

今後も、子どものころから支え合う意識を醸成するとともに、地域福祉に関する情報提供や啓発を進めていく必要があります。

### ②施策の方向

子どものころから支え合う意識を育むことができるよう、地区社協等と連携しながら、学校教育において地域への愛着や支え合う意識を醸成し、地域コミュニティの重要性を認識する人材の育成につなげます。

また、市民の福祉に対する関心を高めるため、様々な情報媒体を活用して、地域に身近な講座、イベント等の情報を発信します。それにより、地域福祉の考え方を身近に感じてもらうことで、地域での福祉活動の活性化を図ります。

### ③取組み(★は重点施策に含まれる取組み)

#### 市民・地域

地域活動への参加★	・地域の一員として、様々な活動に参加します。 ・隣近所・友人に参加を呼びかけます。
子どものころからの活動参加★	・子どものころから地域に関心を持つとともに、地域活動に関わります。

#### 市社協

ボランティア講座(福祉啓発講座)の推進	・地域課題や市民の生活ニーズを把握するとともに、福祉に携わる人材の育成につなげる講座を開催し、社会福祉への理解と関心を深めます。
ボランティアスクールの推進	・市内の小学校・中学校・高等学校の児童生徒を対象に、地域の福祉問題や現状を理解してもらい、まちづくりやボランティア活動への積極的な参加を促進します。
福祉協力校の推進★	・市内の小学校・中学校・高等学校などを対象に、福祉協力校として指定し、各学校の福祉に関する取組みを支援します。

地域活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の地域活動への参加を促進するため、地域での福祉活動や行事等を情報発信します。</li> <li>・地域活動の重要性について、啓発を行います。</li> </ul>
------------	---

## 市

福祉教育の推進★	・学校教育の中で、福祉に関する考え方を啓発するとともに、福祉活動に関する体験をすることで、将来的な福祉人材を育成します。
学校と地域が連携した地域づくり★	・地域と連携しながら、学校運営や行事を推進することで、学校と地域が一体となって子どもの成長を支えます。
自治活動への参加促進	・市民に対し自治活動の重要性を啓発し、参加を促進します。
福祉講座・イベントへの支援	・地域における講座・イベント等の取組みに対し、啓発等による支援を行います。



ボランティアスクール(盲導犬コース)



福祉協力校(石津小高齢者疑似体験)

### (3) 情報提供の充実

#### ①現状と課題

令和3(2021)年度に実施した市民アンケート調査では、「福祉サービスに関する情報を入手できている」と回答した割合は約1割にとどまっています。市・市社協とも、情報発信は様々な媒体を用いながら行っていますが、依然として十分に情報が届いていないのが現状です。

今後さらに利用者の立場に立った多様な手法を検討するとともに、市政に参画する機会を充実させる必要があります。

#### ②施策の方向

本市に関係するすべての方に対して、情報が正確かつ適切に提供されるよう、必要とされる情報を、わかりやすい表現方法で、様々な情報媒体を活用して発信します。また、外出が困難な方が情報を入手できずに孤立することのないよう、訪問等による情報提供などにも取り組みます。

#### ③取組み

##### 市民・地域

日ごろからの情報収集	・支援が必要なおきだけでなく、日ごろから情報収集に努めます。
------------	--------------------------------

##### 市社協

啓発活動の推進	・社協だよりやホームページ、SNSを通じて、市社協の活動や地域福祉活動について周知・啓発します。また、市民とのふれあいや訪問の中で、情報提供を行います。
---------	--

##### 市

情報提供の推進	・市報やホームページ、SNS等における内容の充実を図るとともに、市内施設においても福祉情報が取得できるような機会の拡充に努めます。また、情報提供を行っている関係機関との連携により情報の共有化を図ります。
市民の意見聴取	・ワークショップなど、市民が施策に対して自由に意見を出し、協議できる場を設けます。 ・計画や方針を策定する際には、パブリックコメントや意見交換する機会を設けることで、市民の意見聴取を行います。
出前講座	・市民グループ・サークル・学校など団体の要望により制度・事業の説明等の講座を行います。

## 基本目標 2 地域福祉活動の推進

### (1) 地域福祉のネットワークづくり

重点施策(2) 地域でのつながりづくり を含む

#### ①現状と課題

本市では、市と市社協と地区社協など地域における活動団体が連携し、地域福祉活動を推進してきました。推進に当たっては、市や市社協が実施するフォーマルサービスと、地域や隣近所の日常的な助け合いであるインフォーマルサービスの連携が必要です。インフォーマルサービスで特に重要な役割を果たしているのが、小学校区等、小地域ごとに設置された地区社協であり、より市民に近い立場で支援ニーズをくみ取り、地域福祉活動に取り組んでいます。

地区社協は、近隣での見守り・声かけ活動、地区内情報紙の発行、サロン活動、移動支援ボランティア等、地域の特色に合った様々な活動に取り組むことで福祉への理解者を増やし、地域福祉活動の展開に大きな役割を担っています。

また本市では、地域包括ケアシステムや見守りネットワークにおいて、それぞれの福祉分野で個別に連携体制の強化を図ってきました。複合課題が増加する中、制度ごとに分断された連携ではなく、庁内・関係機関の多機関協働のもと、切れ目のない支援を総合的に実現していく必要があります。

#### ②施策の方向

地区社協等が推進してきた地域活動や、近隣助け合いネットワークにより形成されたつながりを重要な社会資源として、市社協が地域における課題抽出や解決を図る自主的な取り組みを支援します。

また抽出された地域課題に対し、複合的な課題については横断的連携による対応のできる支援体制を、市・市社協が連携して整備します。

#### ③取り組み(★は重点施策に含まれる取り組み)

##### 市民・地域

困りごとの把握★	・近所付き合いや交流の機会、福祉活動を通じて困りごとを把握し、専門機関へつなぎます。
地域福祉の担い手を知っておく★	・地域の民生委員・児童委員や福祉推進委員、地区社協について、あらかじめ知っておきます。

##### 市社協

近隣助け合いネットワークづくりの支援★	・地域における見守りや、生活課題の抽出を行うネットワークづくりを推進します。また抽出した課題については、支援につながるよう、ボランティアや関係機関につなぎます。
---------------------	--

地区社協への活動支援★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区社協の活動が持続的に取り組むことができるように、情報提供や連携支援を行います。</li> <li>・地区社協の役割と組織的な運営を強化するため、地区社協の役員会、運営委員会、専門部会などの活動を支援します。</li> <li>・地区での福祉課題と問題解決の仕組みをつくる地区福祉活動計画の策定を支援します。</li> <li>・地区社協活動の充実のため、地区社協相互の情報交換や、運営に関する研修及び調査などを行います。</li> </ul>
生活支援体制の整備促進★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーターを中心として、市内で支援活動を行っている団体との情報交換や、連携・協働による資源開発等を推進する協議体により、生活支援を推進します。</li> </ul>
多機関協働体制との連携★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多機関協働体制との連携のもと、必要な支援が途切れないよう、寄り添う継続的な支援を図ります。</li> </ul>

## 市

地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多機関協働体制の構築と連携しながら、保健・医療・福祉・介護が連携した地域包括ケアシステムを深化・推進します。</li> </ul>
見守りネットワークの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや高齢者、障がい者等への虐待を未然に防止するため、虐待防止ネットワークによる虐待の早期発見・防止に取り組みます。虐待が発生した場合、虐待を受けた方への迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を組織的に行います。</li> <li>・市内の事業者などとの協働により、徘徊高齢者の見守りネットワーク体制の維持・強化に努めます。</li> </ul>
地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区社協などの市民団体やNPO法人などに対し、事業運営に対する相談や地域福祉活動の支援を行います。</li> </ul>
市民・団体等のつながりづくり★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活や活動の中でつながりを持つ機会の少ない市民・団体等の、連携を促進します。</li> </ul>
地域での子育てネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の中で助け合いながら子育てをするファミリー・サポート・センター事業の実施について検討し、地域ぐるみの子育て支援体制を推進します。</li> </ul>
多機関協働体制の構築★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内・関係機関の新たな連携を検討し、複雑化・複合化する地域課題に対応できる多機関協働体制を整備します。</li> </ul>
重層的支援会議の開催★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種・多機関で連携・協働による包括的な支援を実施するため、重層的支援会議を開催します。</li> </ul>
支援会議の開催★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援関係機関同士の情報共有や支援が必要なケースに対応するため、支援会議を定期的で開催します。</li> </ul>
コーディネーターへの支援★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーターの活動を支援し、生活支援の充実に関する資源開発等を促進します。</li> <li>・地域福祉コーディネーターの活動を支援し、地域の課題に対応する事業の企画・立案、実施に向けた調整を促進します。</li> </ul>

## (2) 地域福祉の担い手づくりの推進

重点施策(2) 地域でのつながりづくり

重点施策(3) 地域福祉の担い手育成 を含む

### ①現状と課題

社会環境の変化や少子高齢化、地域のつながりの希薄化に伴い、地域活動の担い手不足が起きている。

地域福祉を推進するためには、「受け手」、「支え手」に関わらず、自分のできることを行うということが重要です。支援を受ける高齢者でも、ある時は地域福祉の担い手になるといった、互いに支え合い、助け合える地域づくりが求められます。

また、令和3(2021)年度の市民アンケート調査では、ボランティア活動への潜在的参加意欲は約2割となっており、担い手になりうる方が一定数いるものと考えられます。こうした潜在的な担い手の発掘・育成に加えて、幅広い世代の市民の参画を促すための、情報発信の工夫等が必要です。

加えて、市内では多数の団体が福祉活動を行っています。いずれの団体も人材不足が課題です。団体間の連携により活動の展開が期待できますが、現状では実施できていないため、今後検討していく必要があります。

### ②施策の方向

地域福祉の担い手づくりのために、福祉についての情報発信をさらに推進するとともに、各種講座等を開催することで、ボランティア等の地域活動への参加意識を醸成します。また、地域活動に興味を持った方に対しては、市民活動ボランティアセンターが地域活動につながります。

### ③取組み(★は重点施策に含まれる取組み)

#### 市民・地域

ボランティアなどの研修受講★	・ボランティア養成講座などの研修会へ積極的に参加します。
----------------	------------------------------

#### 市社協

福祉推進委員への支援	・各自治会における身近な地域福祉の担い手として、福祉推進委員が主体的に活動できるよう活動意識の向上に努めます。また、福祉推進委員と民生委員・児童委員をはじめ、地区社協など各種関係団体との連携を強化します。
市民活動ボランティアセンターの強化★	・ボランティアや市民活動の活性化を図るため、活動希望者と依頼者のマッチングやニーズの掘り起こしなど、活動に関する相談支援、需給調整、情報提供などボランティアの総合的な支援をします。
ボランティア活動の啓発	・市民に対し、ボランティア活動の考え方や重要性を啓発するとともに、活動の醍醐味や楽しみ方を伝えることで、活動への参加を促進します。



ボランティア人材の育成★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア養成講座を開催し、参加者の地域福祉やボランティア活動への理解と関心を深めるとともに、受講者へのボランティア活動や団体立ち上げの支援を行います。</li> <li>・高齢者の生活上の困りごとに対して、助け合い・支え合い活動を行う生活支援サポーターの育成に取り組みます。</li> </ul>
ボランティア連絡協議会の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内のボランティア団体・個人が、活動の発展と地域福祉の向上に努めるとともに、自主的に充実した活動を行えるよう支援します。</li> <li>・ボランティア連絡協議会のPRと会員の育成を支援します。</li> </ul>
関係団体の後継者づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体の後継者不足に対し、後継者づくり支援を行うことで、活動の活性化につなげます。</li> </ul>
地域福祉コーディネーターの配置★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉コーディネーターを配置し、人材育成や助け合いの組織づくり、つどいの場づくりを行います。</li> </ul>

## 市

民生委員・児童委員への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が民生委員・児童委員に相談しやすい関係をつくり、また、多様な相談に的確にアドバイスができるよう、活動に対する支援、研修会、講習会を充実させ、地域への積極的な関わりを推進します。</li> </ul>
NPO法人等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内のNPO法人等の、市民主体の団体の活動が今後も持続できるよう、支援を行います。</li> </ul>
市民団体の把握・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で活動する団体を把握し、団体の考えや方向性を踏まえ、市民への活動内容の周知を図ります。</li> <li>・新たに把握した団体については、市や他団体との連携による活動促進を検討します。</li> </ul>
介護予防リーダーの養成★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が通える範囲にある場所で、住民主体の体操活動等を展開するために、介護予防リーダーを養成します。</li> </ul>
認知症サポーターの養成★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座を通じて、認知症に関する基礎知識や認知症の方への対応方法等について、市民に理解してもらえるよう努めます。また、小学校等の学校教育の場においても、養成講座を実施します。</li> </ul>
生活支援コーディネーターの養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市社協の生活支援コーディネーターを中心として、市内で支援活動を行っている団体との情報交換や、連携・協働による資源開発等を推進する協議会を開催することで、生活支援を推進します。</li> </ul>
生活支援サポーターの養成★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援サポーターの意義や役割についての講座を行い、生活支援サポーターを養成します。</li> </ul>
ゲートキーパーの養成★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や職場、学校などにおいて、身近な人の自殺のサインに気づき、悩みを傾聴し、専門機関につなぐゲートキーパーを養成します。</li> </ul>
地域福祉コーディネーターの養成★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民のニーズを把握し、地域の課題に対応する事業を企画・立案、実施に向けて調整を行う地域福祉コーディネーターを養成します。</li> </ul>

### (3) 交流・つながる場づくり

重点施策(2) 地域でのつながりづくり

重点施策(3) 地域福祉の担い手育成 を含む

#### ①現状と課題

地域のつながりが希薄化する中で、サロンなどの交流活動は、高齢者や障がいのある方に限らず、すべての人にとっても重要なものとなります。本市においても新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの交流活動が制限されましたが、一方で交流活動の持つ重要性から、感染症対策をしながら、徐々に再開されつつあります。

また、行政サービスを受けないセルフネグレクトや、社会的な孤立が全国的に課題となっています。地域から孤立し、だれにも相談できないことで、身体状況の悪化や消費者契約などのトラブルに巻き込まれることなどが懸念されます。

令和3(2021)年度の市民アンケート調査によれば、前回調査よりも家族同様のつきあいや互いの家を行き来する割合は減少しており、近所づきあいは疎遠になっていることがうかがわれ、社会的孤立のリスクは本市においても高まっていると考えられます。

地域に住む人同士がお互いの顔がわかり、声かけやあいさつができるような関係を築くことは、地域の力となり、その力が地域の様々な問題や課題を解決する糸口となります。そのため、市民一人ひとりが声かけやあいさつ等の日常的な場面から交流を実践し、だれもが主体的に地域活動へ参画できるよう働きかけていく必要があります。

#### ②施策の方向

住民の様々な悩みごとや困りごとが、早期に相談支援につながるように、地域における声かけやあいさつを促進するとともに、幅広い世代の市民が交流できる機会を増やすことで、顔の見える地域づくりを推進します。

#### ③取組み(★は重点施策に含まれる取組み)

##### 市民・地域

日常的なあいさつ、声かけ	・あいさつや声かけなど、地域の人とのコミュニケーションに努めます。
日常的な見守り	・ご近所や自治会など、地域の情報把握に努めます。
つどいの場への参加	・地域で実施されている様々なつどいの場に、参加できるものがあれば、ご近所・友人を誘い、参加します。
サロン活動の推進★	・定期的にサロンを開催することにより、市民交流を行うとともに、困りごとの相談や情報共有の場とします。
支援が必要なときの対応	・ご近所の方に異変を感じた場合は、民生委員・児童委員や福祉推進委員などに連絡・相談します。

## 市社協

ふれあい・いきいきサロンへの支援★	・高齢者や障がい者、子育て世帯など、だれもが楽しく交流を深め、気軽に参加できる地域の居場所として、地域の自主的な活動を支援します。
子どもの居場所づくりへの支援	・学習支援や子ども食堂など、地域の自主的な取組みを支援し、活動を広げます。
市民交流への支援	・市民同士の交流のため、外出機会の確保や地域での交流の場を提供し、孤立化を防ぎます。 ・高齢者や障がい者同士の交流や、関係団体の交流など、多様な交流機会を提供します。
多世代交流の促進	・地区社協等の取り組む多世代交流事業を支援し、地域コミュニティを充実させるとともに、高齢者や障がい者の生きがいづくりにつなげます。また、子どもにとって地域の伝統文化や社会性・協調性を学ぶ機会になるよう、取組みを支援します。

## 市

居場所づくりへの支援★	・社会資源を把握するとともに、地域や市社協と連携し、世代や分野などの属性を問わない新たな居場所づくりを進めます。
生涯学習講座等の推進	・市民の多様な学習ニーズに対応する講座やサークルの活動を促進することで、生きがいづくりだけでなく、地域を支える人づくりや地域における社会関係・人間関係を豊かなものにします。
子育て支援に係る地域拠点★	・乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談や情報提供・助言、講座を開講します。 ・子どもたちの成長に必要な「遊び」と「学び」を提供し、保護者同士が気軽に交流できる場として、安心して親子が過ごせる「こども未来館」を整備します。
介護予防のためのつどいの推進★	・ホームページやSNS等を活用した情報発信を行い、介護予防活動への参加を促します。 ・介護予防のための栄養改善・口腔機能・認知症・運動等に関する教室を実施します。 ・市民の自主サークルの支援を行います。
高齢者の自主的な活動への支援	・高齢者の団体やサークルによる、ボランティア活動を中心とした自主活動を支援します。
障がい者の地域活動支援★	・障がい者への活動機会の提供及び社会との交流等を行います。専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行います。
多文化共生の推進	・市内在住外国人が、言語がわからずに孤立することがないように、情報発信・情報提供の多言語化に取り組めます。 ・国籍に関係なく市民同士が、互いの言語や文化を理解し、地域で共生していけるように、多文化共生の取組みを支援します。

## (4) 生活困窮者への支援の充実

### ①現状と課題

新型コロナウイルス感染症や物価高騰等により、市民生活に多くの影響が出ており、生活に困っている方に対して、速やかに支援につなげることが求められています。また、従来から困窮課題を抱えている方、高齢者、子ども、障がいのある方については、より生活困窮状態が深刻になっている懸念があり、引き続き支援していく必要があります。

本市では、生活困窮者に対し「くらしサポートセンター」を相談窓口として就労支援や住居確保支援、家計改善支援等を行う「自立相談支援事業」を行っています。また、経済的困窮のみならず複合課題を同時に抱える方には、自立相談支援をきっかけとして、多機関協働での重層型支援が提供できるよう、体制を整備することが必要です。併せて困窮者支援の過程では、生活保護制度が適用される場合があり、スムーズな法・制度の運用が行われる必要があります。

生活困窮の課題は大人だけにとどまらず、子どもの貧困にも大きく連鎖することから、学習支援や子どもの居場所づくり等の支援活動を通じて、貧困の連鎖防止と世帯の安定した暮らしの再生を促すことも困窮者支援にとって重要な課題となります。

### ②施策の方向

生活に困窮している方に対し、生活福祉資金や食料支援により生活を支えながら、自立支援を推進します。また、子どもの貧困対策として、学習支援や子どもの居場所づくりを推進します。

### ③取組み

#### 市民・地域

早期連絡・相談	・ささいなことでもSOSと感じたら、民生委員・児童委員や福祉推進委員などに連絡・相談します。
---------	--

#### 市社協

くらしサポートセンター★	・生活困窮に関する課題の相談を受け付け、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。
生活福祉資金貸付事業	・経済的自立及び生活意欲の助長促進や社会参加の促進を図り、安心した生活を送れるよう支援します。
フードバンク事業	・生活に困窮している方や食料の支援が必要だと判断される方を対象に食料支援を行い、自立を促します。また、福祉関係団体事業などにも提供します。 ・市民や企業などへ、フードロス解消の意義及びフードバンク事業の広報啓発活動を行います。
子どもの貧困対策	・市民、関係機関や子どもの居場所づくりに関わる団体と協働し、生活課題のある子ども、世帯を把握し、必要な支援につなげます。

## 市

生活困窮者の把握	・生活困窮者が必要な支援を円滑に受けられるように、把握に努めます。また、生活困窮者を把握した際には、くらしサポートセンターと連携し、相談支援を行います。
生活困窮者自立相談支援事業	・就労その他の自立に関する相談を受け、必要な情報提供・助言を行います。また、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、個別に自立支援計画を策定します。
関係団体との連携	・本人の状況に応じたきめ細かい支援を実施するため、関係団体と連携します。
就学援助	・経済的な理由により、子どもを小・中学校へ就学させるのが困難な方に対し、学校でかかる費用の一部(学用品費、給食費、修学旅行費など)を援助します。



子どもの居場所づくり(こんたん家)

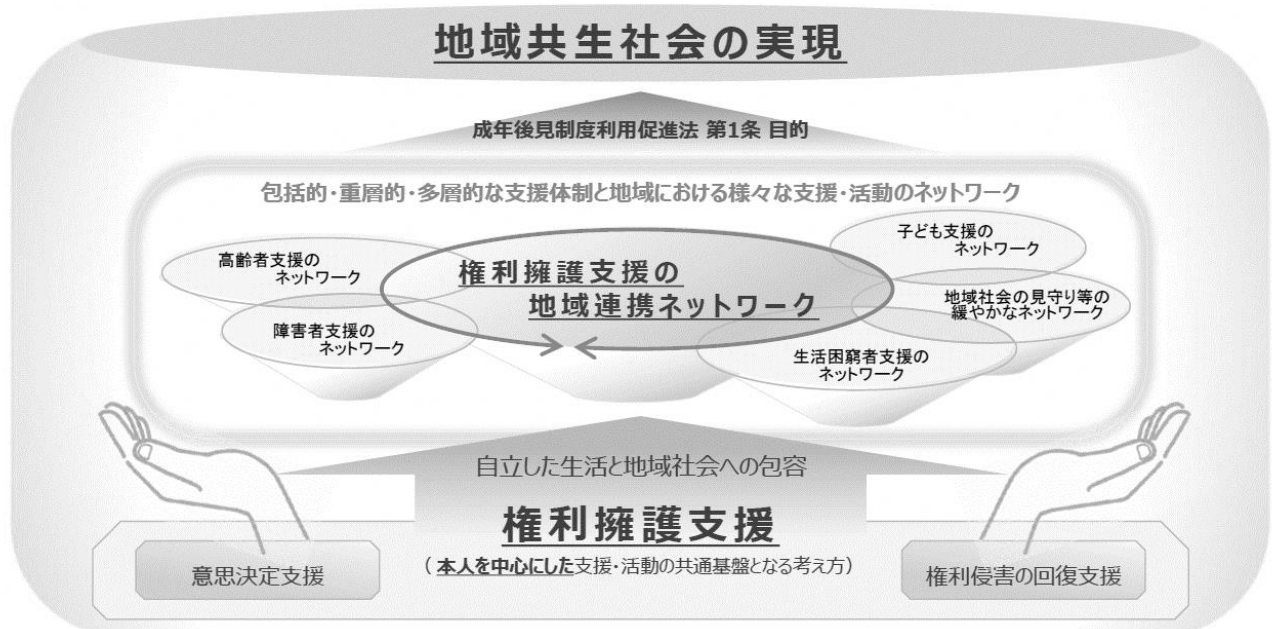
## ①現状と課題

高齢化の進行に伴う認知症高齢者の増加等により、成年後見制度の利用促進等、権利擁護体制の充実が求められます。

こうしたことに対し、国においても令和4(2022)年3月に策定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、地域共生社会の実現に向けて、地域連携ネットワークの中で権利擁護支援を推進していくこととしています。

本市の権利擁護支援は、高齢・障がいの各分野で窓口を開設しているものの、さらなる権利擁護の包括的な支援には、中核機関を中心とした権利擁護ネットワークを構築する必要があります。

## 権利擁護支援から地域共生社会の実現につながるイメージ



資料：厚生労働省

## ②施策の方向

本市では、権利擁護支援が必要な方に対し、相談業務、後見申立費用や報酬助成など、成年後見制度等の利用支援を行っています。今後さらなる利用促進のために中核機関を設置し、市と市社協、専門職、家庭裁判所などの関係機関が相互に連携をとり、地域において権利擁護が必要な方が早期に支援につながるように、地域連携ネットワークの構築に取り組めます。

### ③取組み

#### 市民・地域

成年後見制度等への理解を深める	・パンフレット等を確認し、成年後見制度等の理解を深めます。
成年後見制度等の利用促進	・身近に制度利用が必要な方がいた場合、民生委員・児童委員、人権擁護委員に相談します。

#### 市社協

日常生活自立支援事業の推進	・判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるように、契約に基づき、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類など預かりサービスを行います。 ・成年後見制度への移行が必要な場合には、適切に対応します。
成年後見制度の利用促進	・成年後見制度について、市民への広報や普及啓発活動を行います。 ・市と連携をとりながら、成年後見制度の利用促進を図ります。

#### 市

成年後見センター（仮称）の設置★	・認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない方が、財産や権利の侵害を受けることのないよう、成年後見センターを設置し、成年後見制度の円滑利用に向けた支援を行います。
成年後見制度の普及啓発	・市民へ成年後見制度の啓発活動を行うとともに、市社協や関係機関と連携しながら地域における効果的な広報活動を行います。
成年後見制度に関する相談支援	・庁内・関係機関などと連携をとりながら、成年後見制度に関する相談支援を行います。
成年後見制度の利用支援	・成年後見制度の利用にあたり、後見申立費用や成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対し、助成を行います。 ・中核機関において専門職団体及び法人後見を行う法人と連携し、後見人等候補者の調整を行います。
地域連携ネットワークの整備	・地域において、速やかに必要な支援につなぐことができるよう、地域連携ネットワークの構築を進めます。また、地域連携ネットワークを活用し、支援が必要な方の早期把握と早期支援に努めます。

## ①現状と課題

近年、全国的に刑法犯認知件数が減少傾向にある一方で、検挙者の約半数が再犯者であることが課題となっており、本市においても同様の傾向がみられます。刑事司法関係機関も再犯を防止する取組みを進めているものの、再犯をした方たちは貧困や疾病、障がい、厳しい生育関係による孤立など、様々な生きづらさを抱えていることが多く、社会復帰した後も地域社会で孤立することなく自立して暮らしていくために包括的な支援が求められています。

また、犯罪等をした方やその家族に対して、犯罪や非行履歴に関するプライバシー侵害や、地域住民の根強い偏見や差別意識によって就職や住居確保が阻害されることも起こっています。犯罪等をした方が、社会において孤立することなく、再び地域社会を構成する一員となるよう、地域の理解と自立に向けた支援が必要となります。

## ②施策の方向

再犯によって市民が犯罪被害に遭うことを防止し、安全・安心に暮らせる社会としていくため、地域と行政、関係団体が連携し、地域で孤立することなく生活を送ることができるよう、切れ目のない支援を行います。

## ③取組み

## 市民・地域

立ち直り支援	・犯罪等をした方に対する立ち直りへの支援に協力します。
犯罪等の背景の理解	・犯罪等が起こった社会的背景についての理解を深めます。

## 市社協

関係団体との連携による啓発	・再犯防止のためには地域の協力が必要であることを、関係団体と連携し、啓発に努めます。
---------------	--

## 市

再犯防止に関する地域への理解の促進	・犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組みである「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域への理解の促進に努めます。
更生保護関係の支援者・団体との連携と活動支援	・犯罪等をした方の立ち直りを支援するために、更生保護関係の支援者・団体と連携を図り、活動を支援します。
自立支援の推進	・就労や住まいの確保のために、関係機関と連携し、自立した生活が送れるよう継続的な支援を行います。



## 基本目標 3 地域福祉の環境づくり

### (1) 相談体制の充実

重点施策 (1) 多機関協働体制の構築

重点施策 (4) 相談・支援体制の充実 を含む

#### ①現状と課題

近年、地域課題の複雑化・複合化に伴い、市民からの相談内容が多岐にわたっています。本市においては行政機関と地域との橋渡し役として、民生委員・児童委員及び福祉推進委員等が、高齢者福祉や児童福祉、障がい者福祉などの幅広い分野で相談支援活動や地域での声かけ・見守り活動を推進しています。

また、専門的な支援としては保健福祉の各相談窓口が連携しながら、適切な福祉サービスに結びつけることができるよう支援しています。

しかし、市民アンケート調査によれば、民生委員・児童委員や福祉推進委員など地域福祉の担い手の認知度が低下しています。様々な生活課題や福祉課題を抱える市民が、より早く確実に必要な情報を入手し、専門サービスを利用するためには、地域と行政等の協働のもと、課題の把握からサービスの提供までの連携体制を構築する必要があります。

#### ②施策の方向

市民からの相談を幅広く受け止め、対応できる包括的な相談支援体制を、市や市社協だけでなく、市民、地域、その他関係機関と連携しながら構築します。

#### ③取組み(★は重点施策に含まれる取組み)

##### 市民・地域

相談支援を活用★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心配ごとや困りごとを抱え込まずに相談します。</li> <li>・民生委員・児童委員や福祉推進委員に相談します。</li> </ul>
相談窓口へつなぐ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人から相談を受けたときは、市、市社協などの相談窓口に連絡します。</li> </ul>

##### 市社協

総合相談★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民を対象に、だれもが相談しやすい専門相談窓口を設置し、様々な問題や悩みごとの相談を受けます。また、様々な相談に対して対応できるよう体制を整えます。</li> </ul>
巡回相談★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員と市社協職員が、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯等を訪問し、要望や日常生活の困りごとなどの相談を受けます。</li> </ul>
在宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の要援護者や家族の介護に関する相談を受けます。</li> <li>・民生委員・児童委員や福祉推進委員、地域包括支援センターと連携し、対象者宅の訪問や家族からの聞き取りを行い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の生活実態を把握します。</li> </ul>

## 市

包括的相談支援の整備★	・それぞれの支援機関が困りごとを抱える方の相談を、福祉の各分野の属性に関わらず、包括的に受け止め、その課題を整理したうえで、利用可能な福祉サービスの情報提供等により必要な支援機関につなぎます。
相談援助活動の推進	・法律相談、結婚相談、巡回相談、常設相談などの総合相談を実施し、相談援助活動を行います。
成年後見制度に関する相談支援	・庁内・関係機関などと連携をとりながら、成年後見制度に関する相談支援を行います。
子ども家庭総合支援拠点の整備★	・子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応や、訪問等による継続的支援業務を行います。 ・特定妊婦等を対象とした支援も担うため、子育て世代包括支援センターと一体的な支援の実施を図ります。
自殺対策の推進	・自殺対策を支える人材(ゲートキーパー)を育成するとともに、地域におけるネットワークを強化し、自殺のリスクを抱える方に伴走型支援のできる体制を整備します。
相談員の人材育成★	・相談内容の複雑化・複合化に対応し、相談者のニーズに応じた対応ができるよう、相談員の研修を充実し、スキルアップに努めます。また、総合的に相談を受けることができる人材の発掘・育成を行います。



福祉推進委員活動(見守り訪問)

## (2) 福祉サービスの充実

### ①現状と課題

本市では、子ども・子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉等、様々な分野で福祉サービスが提供されています。しかし社会情勢の変化や少子高齢化の進行などに伴い、必要なサービス量の増加やニーズの多様化が進むことが予想されます。

制度の狭間で必要な支援を受けられない人が出ないように、医療・保健・福祉・介護が連携しながら、包括的な支援をすることが求められます。

### ②施策の方向

医療・保健・福祉・介護の充実を図ることで、地域の連携やネットワークづくりを図り、すべての人が年齢や状況を問わず、包括的にニーズに応じた適切な支援が受けられる提供体制を目指します。また、適切な評価に基づく情報提供の充実を図ることで、支援を必要とする方に適切なサービスが提供されるよう努めます。

### ③取組み

#### 市民・地域

必要なときのサービス 利用	・各種制度・サービスについて、情報収集をします。 ・サービス利用が必要になったときには、ためらわず相談します。
------------------	--

#### 市社協

子ども・子育て支援の 推進	・関係団体の子ども・子育て支援活動を支援することで、子どもの居場所づくりや保護者のつながりづくりなど、多様な支援を推進します。
高齢者の在宅生活支援	・在宅介護支援センターにおいて、高齢者福祉の相談支援を行います。 ・要介護4・5の方へ紙おむつなどに要する経費補助を行います。 ・ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に対し、福祉推進委員等が見守り・安否確認を実施します。 ・生活機能の低下を予防し、介護状態に陥ることを防ぐために必要な栄養改善・口腔機能・認知症・運動等に関する教室を実施します。 ・病気や怪我で一時的に車いすが必要な方へ短期間の貸し出しを行い、自立した生活を支援します。

## 市

医療情報の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報、ホームページ等において、救急医療に関する情報を提供し、すべての人が個々の病状に応じた適切な医療が受けられるよう、関係機関との連携のもと、情報提供の充実を図ります。</li> </ul>
地域医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海津市医師会病院を核とした病診連携のさらなる強化により、専門化する医療ニーズに対応する医療体制の整備を目指します。</li> <li>・市外の高度かつ専門医療機関と市内診療所などの病診連携を推進し、適切に受診できる地域医療体制づくりを目指します。</li> </ul>
主体的な健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康に関する情報提供をすることで、市民が健康づくりに関心を持ち、主体的に取り組んでいきっかけづくりに努めます。</li> <li>・健康教室等を通じ継続的な運動の効果を啓発し、ウォーキング等の日常生活の中で継続できる運動を勧めます。</li> <li>・規則正しい食習慣とバランスのとれた食事の重要性を啓発します。</li> </ul>
健(検)診事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査や各種がん検診等の受診率の向上を図り、疾病の早期発見に努めるとともに、生活習慣の改善による生活習慣病予防の重要性の周知に努めます。</li> </ul>
在宅福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの推進を図ります。</li> </ul>
事業者の情報公開の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス利用者が自らサービスを選択できるように事業者の情報開示を積極的に進めるとともに、客観的な情報提供としての第三者評価制度の普及・促進を図ります。</li> </ul>

### (3) 住みよい環境づくり

#### 重点施策 (5) 移動支援 を含む

##### ①現状と課題

すべての人が気軽に安心して外出できる生活環境を構築するために、公共交通機関、道路、公共施設、住宅等のあらゆる場所においてユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進していく必要があります。そのため、建築物等の構造設備の改善を図り、利便性と安全性の向上を促進することを目指します。

また、高齢化に伴い市全域で移動制約者が増加することが予想されます。市民アンケート調査においても、優先して取り組むべき施策として「通院や外出等の送迎サービス」が特に高い割合となっていました。移動の問題により、市民の日常生活の利便性が低下するだけでなく、必要な社会的支援を受けることが難しくなると懸念されています。

## ②施策の方向

施設設置者などとの協働のもと、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の措置を講ずることにより、移動及び施設利用上の利便性と安全性の向上を図り、すべての人が活動しやすい環境を整備します。

また、移動制約者に対し、地域における取組みを活かしながら、使いやすく安全な移動手段を確保し、すべての市民が安心して暮らせる環境を整備します。

## ③取組み(★は重点施策に含まれる取組み)

### 市民・地域

日常的な乗合★	・隣近所で公共交通機関を利用するのが困難な方がいた際に、乗合により移動の支援を行います。
福祉有償運送★	・公共交通機関を利用して移動することが困難な高齢者や障がい者を対象に、通院や買い物の際の送迎や同行を有償で行います。
移送サービス★	・地区の方の通院や買い物の際の移動を支援します。

### 市社協

移送サービス団体等への支援★	・既存の移送サービス団体等に対し、情報提供や人材の育成、掘り起こし、人材の確保などの活動支援を行います。 ・新たに移送サービスの取組みを検討している団体等の立ち上げ支援を行います。
----------------	---

### 市

地域公共交通の運行★	・コミュニティバス及びデマンド交通を運行し、高齢者、障がい者など移動の困難な方を支援します。
地域公共交通会議★	・交通事業者も参加する、地域公共交通のあり方について検討する会議を開催します。交通事業者の意向も踏まえながら、市民の移動手段を確保できるよう協議を進めます。
移動サービス団体等への支援★	・日常生活に必要な移動が困難な高齢者等を対象に、移送サービスを行う団体等に対して運営補助などの支援を行います。
ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくり	・市内の建築物等を整備するに当たっては、すべての人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザイン、バリアフリー化の視点を取り入れて整備します。
心のバリアフリーの推進	・物理的なバリアフリーだけではすべての人にとって必ずしも暮らしやすくなるわけではないことを認識し、段差や階段などを移動するのに困っている方を見かけたら声かけする気づかいや思いやりができる、心のバリアフリーを推進します。

## (4) 防災・防犯の推進

### ①現状と課題

近年、大規模な災害が多く発生しており、災害に対する関心は高まっています。しかし本市では、幸いにも大規模な災害による被害の発生がないことにより、市民の防災に対する意識は必ずしも高くなく、自主防災組織など地域の防災体制も十分でない傾向があります。災害時の避難行動要支援者の避難に関する事など、平時から検討しておくべき課題は多く、防災意識を高める必要があります。

また、特殊詐欺など、犯罪が複雑化・巧妙化しています。本人や家族の防犯意識を高める周知・啓発を行うとともに、地域、市や市社協、警察が連携し、見守りを行うなど地域ぐるみの防犯体制を強化することが重要です。

### ②施策の方向

地域の防災体制の強化を図るとともに、防犯対策を推進し、どんな時も安心して暮らせる地域を目指します。

### ③取組み

#### 市民・地域

避難経路の確認	・様々な災害を想定し、安全に避難できる経路の確認など、避難について考えておきます。
防災備蓄の推進	・災害時に備え、7日分程度の水・食料の備蓄を行います。
建築物の耐震化等	・自宅や所有する建築物の安全を確認し、耐震化など必要な対策をとります。
防犯情報の収集	・多様な犯罪・消費者被害の事例を、ニュース等で確認しておきます。

#### 市社協

災害ボランティアセンターの機能強化	・市民に対し災害ボランティアセンターについて啓発を行うとともに、立ち上げ訓練や災害マニュアルの見直し、災害時に円滑な対応ができるよう、平時から取り組みます。 ・災害ボランティアの受入体制の強化を図るため、SNS等を活用した事前登録システムの導入を検討します。 ・関係団体と連携し、災害ボランティアセンターの機能を強化します。
防犯体制の強化	・防犯に関する講座や寸劇などの啓発メニューを幹旋します。 ・防犯に向けて、関係機関につながるよう連携を図ります。

#### 市

防災リーダー・自主防災組織の育成支援	・防災リーダーや自主防災組織を育成するとともに、防災訓練、防災点検等の活動を支援し、地域防災力の向上に努めます。 ・消防団組織の充実を図ります。
--------------------	---

防災ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における緊急連絡体制を整備するため、関係機関・団体等と連携し、防災ネットワークを構築します。また、地域においては個人情報保護に配慮しつつ、避難に支援を要する方の把握に努めます。</li> </ul>
地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災意識の高揚、啓発のため、防災教育等を推進するとともに、ハザードマップの発行、まちかど防災看板の設置など周知・啓発を進めます。</li> <li>・防災Web配信アプリなどのITを活用した防災情報提供体制の充実、防災備蓄資機材購入、避難所での感染症対策のための衛生用品の充実など、設備や物資等の確保に努め、防災体制を強化します。</li> </ul>
避難行動要支援者への支援推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者に対しては、民生委員・児童委員をはじめ、区・自治会長、自主防災組織、近隣住民などが連携して、日頃から見守りや声かけを行います。</li> <li>・災害時において適切に避難誘導などができるよう、個人情報に十分配慮しながら、要支援者ごとに個別避難計画をはじめ避難のあり方を検討します。</li> </ul>
福祉避難所の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がい者、乳幼児など、要配慮者が良好な環境で避難生活を送ることのできる福祉避難所の拡充を図ります。</li> </ul>
地域防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯に関する住民一人ひとりの意識を高めるため、市報やホームページに加え、メール配信により、注意を促します。</li> <li>・犯罪抑止、防止活動の啓発や相談活動の充実に努めるとともに、青少年育成団体や地域の防犯活動への支援を行う等、防犯活動を展開します。</li> </ul>
地域における防犯パトロール組織の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪を防ぐために、行政・関係団体が連携をとり、地域における子どもの見守りなど、防犯体制づくりを整備します。</li> </ul>